

**「電気通信事業分野における市場画定2006（案）」**  
 ～競争評価の対象となるインターネット接続領域、法人向けネットワークサービス領域等の市場の範囲について～  
**に対する意見募集結果及びこれに対する考え方**

全体

頁	段落	意見	総務省の考え方
	インターネット接続領域の範囲について	<p><b>【意見】</b>            市場画定（案）では、インターネット接続回線として、固定系のサービスが前提となっていますが、移動体系のサービスも追加することを提案します。</p> <p>具体的には、移動体キャリアがISPも提供する場合、移動体キャリアが回線のみを提供して他のISPと接続する場合があります。</p> <p>今後、MVNOによる需要拡大も想定されるなかで、移動体系のISP事業やコンテンツ事業についての市場動向も競争評価の対象として必要と思われる。</p> <p align="center">【イー・アクセス株式会社・イー・モバイル株式会社】</p>	<p>移動系のインターネット接続回線／サービスについては、新規参入事業者やMVNOの状況を踏まえ、次回以降の競争評価において市場画定の見直しを行う予定です。</p> <p>なお、移動体通信領域においては、カード型端末等によるデータ通信サービスの動向も考慮に入れて分析を行う予定です。</p> <p>また、既存の領域間の関係については、今回の戦略的評価の一つ（隣接市場間の相互関係に関する分析）として取り扱う予定です。</p>
		<p><b>【意見】</b>            事業者間取引市場が小売市場の競争に与える影響は非常に大きいことから、競争評価において適切な評価を実施するために、事業者間取引市場の競争状況について詳細な分析を行うべきであると考えます。</p> <p>なお、その際には、多面的な分析を行うためにも、定量的な指標のみならず、定性的な指標についても、様々な要素（事業者間取引に係る各種手続について、NTTの利用部門と接続事業者における同等性等が確保されているか等）を取り上げて分析することが重要であると考えます。</p> <p align="center">【ソフトバンクBB株式会社・BBテクノロジー株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>事業者間取引については、今回の戦略的評価の一つ（事業者間取引が競争状況に及ぼす影響に関する分析）として取り扱う予定です。</p>

## I インターネット接続領域の市場画定

頁	段落	意見	総務省の考え方
8	1-1-3 (1)	<p>【総務省案】  <b>(1) 2005年度のマイグレーション分析の結果を踏まえる。</b>            &lt;略&gt;分析の結果によると、FTTHの純増数が急増する中で、特にADSLからFTTHへの移行が本格化し、消費者がFTTHをブロードバンドサービスの主たる選択肢として意識するようになってきていることが明らかであるため、今回の市場画定でもその結果を踏まえることとする。</p> <p>【意見】            「インターネット接続」については、ナローバンドからブロードバンド、またADSLからFTTHへのマイグレーションが進展しており、大きな市場環境変化が継続しているものと考えます。            特に、ADSLからFTTHへのマイグレーションについては現在も引き続き急速な進展途上にあるものと考えられ、固定電話からOABJ-IP電話へのマイグレーション動向及びFTTH市場の設備競争とサービス競争の関係等と合わせて、各サービス市場における公平な競争が機能しているかといった観点や、隣接市場における市場支配力が働いていないか等の観点から、引き続き、当該マイグレーション進展の要因について十分に分析を行う必要があると考えます。            このADSLからFTTHへの急速なマイグレーションの進展について、固定電話市場におけるOABJ-IP電話の競争状況とインターネット接続市場におけるFTTHの競争状況を正確に分析するためには、個別のサービス市場における競争状況を詳細に見ることが必要であり、ADSLとFTTHを個別のサービス市場として画定すべきであると考えます。  <b>【ソフトバンクBB株式会社・BBテクノロジー株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</b></p>	<p>ADSLからFTTHへのマイグレーションについては、御指摘のとおり重要な観点であることから、前回の競争評価に引き続き、分析を行う予定です。</p> <p>また、今回は、ブロードバンドを全体で一つの市場としていますが、ADSL・FTTH等についても、部分市場として重視し、詳細な分析を個別に行う予定です。</p>
12	1-2-2 (1)	<p>【総務省案】  <b>(1) 需要の代替性</b>            DU、ISDN、ADSL、CATV及びFTTHの各サービスについて、下記の5つの判断要素をもとに需要の代替性に関する検討を行う。分析に当たっては、WEB調査の結果を基に行う。  <b>① 各サービスに求める機能</b></p>	<p>需要側アンケート調査については、図表で示した以上に、少数意見となった選択肢も加えた、多数の選択肢（約10～12）で実施していますが、掲載した図表では、主な意見を紹介しています。</p> <p>また、今回の競争評価では、需要の代替性の</p>

	<p>&lt;略&gt;</p> <p><b>② 各サービスの選択理由</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>③ サービス間の比較検討</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>④ 変更希望先サービス</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>⑤ 価格弾力性の推計値</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>したがって、ブロードバンドの各サービスの中でも、ADSLには一定の独立性が認められ、CATV・FTTHは他との代替性が高いこととなる。図表I-10には、2003年度からの推計値の推移も示したが、2006年度の推計結果は、3サービスともに大きく弾力的な方向へシフトしており、ブロードバンドの各サービス間の代替性が近年急速に高まっていく傾向にあると言える。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>今回総務省が実施したブロードバンド市場における需要の代替性の評価の結果をもって直ちにブロードバンド市場の各サービス間において一定の代替性があると判断することは、以下の理由から適当ではないと考えます。</p> <p>1) 各サービスの選択理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市場画定案では、ブロードバンド WEB 調査の結果、一定の同一性が認められるとされていますが、7つの選択肢（しかも、そのうち一つはCATVに特化した「CATVを視聴したかったから」）から3つを選択が可能というアンケート方法では、特定の選択肢へ回答が集中することは避けられず、当該アンケート結果から直ちに需要の代替性が存在すると結論付けることは適当でないと考えられること</li> </ul> <p>2) サービス間の比較検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一例として、アンケートの回答者がCATVの同軸ケーブルが引かれていない地域の住民であった場合にCATV加入について検討することは想定できない等、物理的な環境要因により実態的に回答の選択肢が狭まる可能性もあり、アンケート結果の精度について議論の余地があると考えられること</li> <li>・ 揺籃期であるFTTHと成熟期のADSL等、市場状況が異なる各</li> </ul>	<p>高まりやマイグレーションの進展等を踏まえ、ブロードバンドを全体で一つの市場としているほか、御指摘のような各サービスの需要における一定の独立性、供給構造の差異等も考慮し、ADSL・FTTH等についても、部分市場として重視し、詳細な分析を個別に行う予定です。</p> <p>SSNIPテストについては、諸外国の動向も踏まえ、大学等とも連携して実施しているところですが、具体的な改善手法があれば、具体的な事例等とともに御提案下さい。</p>
--	--	--

		<p>サービスを同列に比較する場合には、単なるサービス間の比較検討の有無ではなく、利用者が各サービスに対して持つ意識の差異等についても分析する必要があると考えられること</p> <p>また、以下の理由から、ブロードバンドサービス間の需要の代替性は低いと考えられるため、インターネット接続サービス市場の各サービス（ADSL、FTTH、CATV）は個別市場として画定し、個別に競争状況の検証を実施すべきと考えます。</p> <p>1) 変更希望先サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市場画定案における図表I-9は、FTTHに移行した利用者は他のサービスへの変更を行わないことを示唆しており、FTTHへのマイグレーションは不可逆性を持つと言えるため、他のサービスとの代替性は認められないものと考えられること</li> </ul> <p>2) 価格弾力性の推計値</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現状、揺籃期であるFTTHサービスに対しては、事業者は多くの営業費、販売促進費等を投入していると想定されることから、FTTHサービスにおいては通常の価格以外にも多くの消費者選好に影響する要素があり、これらを価格弾力性における分析の中で考慮する等の対応が必要であると考えられること</li> <li>ADSLは価格弾力性の推定値が0.763と1未満であり、非弾力的という結果となっていることから、ADSLには一定のサービス独立性が存在し、代替性は低いと考えられること</li> </ul> <p>なお、サービス市場の画定に用いているSSNIPテストの手法については、以下の点について更なる精緻化に向けた検証が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電気通信という特殊な市場において、価格のみに注目する経済学的アプローチでよいか</li> <li>サービスの多様化、バンドル化による市場構造の複雑化へ対応できるのか</li> </ul> <p>【ソフトバンクBB株式会社・BBテクノロジー株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	
15	I-2-1 (1)	<p>【総務省案】</p> <p>④ <b>変更希望先サービス</b></p> <p>&lt;略&gt;ナローバンドやブロードバンドにおけるマイグレーションは、FTTHを終着点として進むという構図になっていると考えられる。</p>	<p>FTTHへのマイグレーションについては、前回の競争評価においても分析を行っていますが、同分析においてブロードバンドにおける契約者数の純増数の推移、利用者の意向等を勘案した結果、FTTHへ移行する傾向がみられ</p>

		<p><b>【意見】</b></p> <p>図表 I-9 を見る限り、サービス変更する予定のない利用者が、ADSL については、50%以上、CATVについては70%以上存在することから、今後も相当数のADSL及びCATV契約者が存在するものと想定されます。</p> <p>仮に、平成18年12月末現在のブロードバンドサービス等の契約者数（平成19年3月13日総務省公表値）をもとにアンケートによる比率を乗じてサービス別の変更後契約数を試算しても、FTTH契約者はインターネット接続サービス契約者全体の半数程度を占めるに過ぎません。</p> <p>従って、「ナローバンドやブロードバンドにおけるマイグレーションは、FTTHを終着点として進む」との考察は妥当性を欠き、あえて言えば、本アンケート結果はFTTHサービス利用者の満足度が非常に高いことを示唆しているに過ぎないものと考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>るものと考えています。</p> <p>なお、「サービス変更する予定のない利用者」とは、あくまで現行のサービス供給エリア、価格等の諸制約の下での意向を示していることに留意する必要があります。</p>
17	1-2-2 (2)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><b>(2) 供給の代替性</b></p> <p>&lt;略&gt;したがって、DU、ISDN及びADSLについては互いに供給の代替性が高いが、CATV及びFTTHについては供給の代替性が低いと一般的には判断される。ただし、CATVやFTTHのサービスを提供している事業者の中には、不可欠設備であるNTT東西の加入者回線部分に関する接続制度（第一種指定電気通信設備制度）を活用して、自ら加入者回線網を構築することなく、DU、ISDN又はADSLのサービスも併せて提供している事業者も少なくないため、このような制度の下では、DU、ISDN及びADSLとCATV・FTTHとの間での供給の代替性は必ずしも低いとは言えない。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>市場画定案にもあるとおり、ADSL、FTTH、CATVは、それぞれ異なる供給構造となっており、供給の代替性は低いものと考えます。</p> <p>また、市場画定案において、ADSLとFTTHとの間の供給の代替性は、ともに第一種指定電気通信設備を利用しているため供給の代替性が低いとは言えないとされていますが、この評価は適当でないと考えます。例えば、FTTHについては、OSU共用が実現されていない等指定電気通信設備の開放が不十分であり、第一種指定電気通信設備の中でも供給の代</p>	<p>ブロードバンドにおける供給の代替性については、各々の供給構造が異なる一方で、指定電気通信設備制度の下で、接続義務が定められている面もあることから、供給の代替性が必ずしも低いとは言えないと判断しているところです。</p>

		<p>替性は低い状況にあると考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社・BBテクノロジー株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	
17	1-2-2 (2)	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 供給の代替性</p> <p>&lt;略&gt;したがって、DU、ISDN及びADSLについては互いに供給の代替性が高いが、CATV及びFTTHについては供給の代替性が低いと一般的には判断される。ただし、CATVやFTTHのサービスを提供している事業者の中には、不可欠設備であるNTT東西の加入者回線部分に関する接続制度（第一種指定電気通信設備制度）を活用して、自ら加入者回線網を構築することなく、DU、ISDN又はADSLのサービスも併せて提供している事業者も少なくないため、このような制度の下では、DU、ISDN及びADSLとCATV・FTTHとの間での供給の代替性は必ずしも低いとは言えない。</p> <p>【意見】</p> <p>これまでの競争評価において別々の市場としてきたADSL、FTTH、CATVの3つのサービスを、今回、ブロードバンド市場という一つの市場として画定し、その市場におけるサービス間競争や事業者間競争について分析を行うことは、現在の市場の状況を踏まえた適切な判断であり、見直しに賛成します。</p> <p>ただし、以下の点については修正を行ったうえで分析を行うべきと考えます。</p> <p>ブロードバンドサービスは、</p> <p>① FTTHは各事業者が都市部からエリア拡大を進めている段階であること</p> <p>② CATV事業者の多くは市町村等の単位でサービスを提供していること</p> <p>から、お客様が選択可能なサービスの種類や事業者は市町村毎に大きなばらつきがあり、例えば関東エリアの中でも東京都区部と各県の町村部とは競争の状況は大きく異なります。</p> <p>したがって、市場の実態を的確に把握するためには、全国10の地域ブロックのような大きな括りではなく、市町村単位で分析を行うべきと考えます。ただし、データの収集可能性を考慮すれば、少なくとも都道府県単</p>	<p>インターネット接続領域における本市場画定案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>ブロードバンド市場の地理的市場については、必要な情報の入手可能性、総合的な競争状況等を踏まえ、地域ブロック単位としています。なお、CATVについては、MSOによる合従連衡の動き等を考慮し、全国的な競争状況を注視する必要性が生じてきているため、新たに全国を地理的市場としています。ただし、必要に応じ、都道府県単位での分析も補完的に行います。</p> <p>なお、不可欠設備たる加入者回線の開放義務が存在していない場合には、供給の代替性は低いと判断されるのが一般的です。</p>

		<p>位で分析を行うべきと考えます。</p> <p>ブロードバンド市場では、競争事業者が自前のアクセス網（電力系事業者は光ケーブル、CATV事業者は同軸ケーブル）やIPネットワークを構築してサービスを提供しており、活発な設備競争が行われています。したがって、加入者回線（光ファイバ）のオープン化義務を考慮するまでもなく、各サービス間の供給の代替性は高いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
18	1-2-2 (3) 論点2	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><b>論点2：ADSL、CATV、FTTHは、ブロードバンド市場として一つの市場となりうるか</b></p> <p>需要の代替性については、各サービスの間で、利用者が求める基本的機能や選択理由、比較検討先、変更希望先、価格弾力性の観点から、FTTHを中心に代替性が急速に高まりつつあることが認められ、マイグレーションの動向から今後もこの傾向が強まることが予想される。ただし、各サービスに固有の特徴的な機能や選択理由が存在し、価格弾力性でもADSLの独立性が残ること等を踏まえると、<u>3つのサービスを直ちに一体的に取り扱うことには疑問も残る。</u></p> <p>一方、供給の代替性については、ADSLがメタル回線、CATVが同軸ケーブル、FTTHが光ファイバ回線と<u>供給構造が大きく異なるため、設備競争的な観点からは代替性が低い。</u>しかし、NTT東西の加入者回線部分に関する接続制度を前提とすれば、サービス競争的な観点からは必ずしも代替性が低いとは言えない。</p> <p>以上を勘案し、FTTHを中心とした需要の代替性の高まりとマイグレーションの動向を踏まえ、ADSL、CATV及びFTTHをまとめてブロードバンド市場として画定する。ただし、マイグレーションが過渡期にあることや各サービスの需要における一定の独立性、供給構造の差異等も考慮し、ADSL、CATV及びFTTHを別々の部分市場と位置づけ、個別に分析することとする。</p> <p style="text-align: right;">（*下線は当社による。）</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>ADSL、CATV、FTTHのサービスをブロードバンド市場として一体的に取り扱わず、市場を別々に画定し、分析することが適当と考えます。</p>	<p>市場の画定に当たっては、主に需要の代替性や供給の代替性から判断することとしていますが、特に需要の代替性の高まりから、ブロードバンド市場として画定することが妥当と判断しているところです。</p> <p>ただし、今回は、さらにADSL・CATV・FTTHについても、部分市場として重視し、詳細な分析を個別に行う予定です。</p>

		<p><b>【理由】</b></p> <p>需要（サービス面）の代替性が高いと述べられている一方、「<u>3つのサービスを直ちに一体的に取り扱うことには疑問が残る</u>」とされており、更に、供給（設備面）の代替性の面でも、「<u>供給構造が大きく異なるため、設備競争的な観点からは代替性が低い</u>」と指摘されていることから、各サービスは、別々の市場として画定することが適当と考えます。</p> <p>また、ADSLからFTTHに需要が移行しつつある中で光ファイバーのボトルネック性が競争に及ぼす影響を把握するため、FTTHを部分市場として詳細に分析することが必要です。</p> <p>「各サービスともにインターネット利用の基本的な機能においては一定の同一性がある一方で、電話や映像配信等の高度な機能についてはブロードバンドの各サービスの需要に差異が存在していると考えられる。（12頁 1-2-2（1）需要の代替性 ①各サービスに求める機能）」とあり、ブロードバンドサービスをお客様が選択する際、インターネット接続のみを対象に比較・検討するのではなく、IP電話や映像・放送サービスを考慮した上で判断します。</p> <p>映像・放送サービスについては、地上放送番組の視聴の面で選択に制約があることから、実質的にはインターネット接続の選択において、ADSLとFTTHは、CATVに対する代替性があるとは言えず、別の市場として画定することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【KDDI株式会社】</p>	
18	1-2-2 (3) 論点2	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><b>論点2：ADSL、CATV、FTTHは、ブロードバンド市場として一つの市場となりうるか</b></p> <p>需要の代替性については、各サービスの間で、利用者が求める基本的機能や選択理由、比較検討先、変更希望先、価格弾力性の観点から、FTTHを中心に代替性が急速に高まりつつあることが認められ、マイグレーションの動向から今後もこの傾向が強まることが予想される。ただし、各サービスに固有の特徴的な機能や選択理由が存在し、価格弾力性でもADSLの独立性が残ること等を踏まえると、3つのサービスを直ちに一体的に取り扱うことには疑問も残る。</p> <p>一方、供給の代替性については、ADSLがメタル回線、CATVが同軸ケーブル、FTTHが光ファイバ回線と供給構造が大きく異なるため、設備競争的な観点からは代替性が低い。しかし、NTT東西の加入者回線</p>	<p>市場の画定に当たっては、主に需要の代替性や供給の代替性から判断することとしていますが、特に需要の代替性の高まりから、ブロードバンド市場として画定することが妥当と判断しているところです。</p> <p>ただし、今回は、さらにADSL・CATV・FTTHについても、部分市場として重視し、詳細な分析を個別に行う予定です。</p>



部分に関する接続制度を前提とすれば、サービス競争的な観点からは必ずしも代替性が低いとは言えない。

以上を勘案し、FTTHを中心とした需要の代替性の高まりとマイグレーションの動向を踏まえ、ADSL、CATV及びFTTHをまとめてブロードバンド市場として画定する。ただし、マイグレーションが過渡期にあることや各サービスの需要における一定の独立性、供給構造の差異等も考慮し、ADSL、CATV及びFTTHを別々の部分市場と位置づけ、個別に分析することとする。

**【意見】**

揺籃期であるFTTHと成熟期にあるADSLとをブロードバンド市場として一体的に市場画定した場合、ブロードバンド市場全体では不正確な評価結果となり得るものと考えます。このため、特にFTTHのように揺籃期にあるサービス市場については、市場の競争状況を見誤らないために、個別の市場として画定する必要があると考えます。理由は以下のとおりです。

(ア) ADSLからFTTHへのマイグレーションが引き続き進展していることから、前述のとおりFTTH市場の競争状況を個別に評価する必要があり、各市場における検証及び両市場の関係を検証することが必要であること

(イ) NTT東西のシェアが高いFTTHサービス市場と独占分野である固定電話からのマイグレーションとなるOABJ-IP電話サービス市場とにおいて、設備のボトルネック性等に起因する市場支配力が濫用されていないか、個別市場毎に詳細な分析を行う必要があること

(ウ) 現状のFTTHにおける設備開放はOSU共用が実現されていない等不十分なものとなっており、NTTと競争事業者との間の公正競争環境が十分に整備されているとは言えないため、FTTHは個別に市場を画定し、競争阻害の要因について詳細な分析を行う必要があること

また、市場画定案においては、「ADSL、CATV及びFTTHを別々の部分市場と位置づけ、個別に分析する」としていますが、競争評価における部分市場の位置づけは明確になっておらず、必要十分な評価が実施されるか定かではありません。このため、既に述べた様々な理由からADSL、CATV及びFTTHの各市場は個々の市場として画定し、より詳細な評価を实

		<p>施することが必要であると考えます。</p> <p>なお、部分市場については、全体の市場と部分市場との関係及び部分市場同士の関係等の観点を含め、競争評価における位置付けをより明確にする必要があると考えます。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社・BBテクノロジー株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	
19	1-2-2 (3) 論点2	<p>【総務省案】</p> <p>&lt;略&gt;FTTHを中心とした需要の代替性の高まりとマイグレーションの動向を踏まえ、ADSL、CATV及びFTTHをまとめてブロードバンド市場として画定する。ただし、マイグレーションが過渡期にあることや各サービスの需要における一定の独立性、供給構造の差異等も考慮し、ADSL、CATV及びFTTHを別々の部分市場と位置づけ、個別に分析することとする。</p> <p>【意見】</p> <p>総務省殿の市場確定案においても、FTTHを中心とした需要の代替性の高まりやFTTHへのマイグレーションが伸張していると指摘されており、FTTHはブロードバンドの主戦場になりつつあると考えております。</p> <p>また、他の市場（CATVやADSL）に比べ、FTTH市場は今まさに大幅拡大しているところであり、既にNTTは約70%の市場シェアを保持しており、このまま推移すると市場拡大に伴う独占化がより進むことが懸念されます。</p> <p>さらに、一体として提供されるケースの多いOABJ-IP電話との関係やNTTの中期経営戦略（光3000万加入）等を踏まえても、ブロードバンド市場内の他の部分市場（CATVやADSL）とは、その注視すべき度合いや重要性・位置づけが異なるものと考えます。</p> <p>よって、このような環境下にあるFTTH市場に関しては、単なる一部分市場としてのみ捉えるのではなく、その特性を加味し他の部分市場とは一線を画した取扱いとした上で、部分市場間の競争評価は然ることながら、FTTH市場内の競争評価も十分に行う必要があると考えます。</p> <p>【株式会社ケイ・オプティコム】</p>	<p>市場の画定に当たっては、主に需要の代替性や供給の代替性から判断することとされていますが、特に需要の代替性の高まりから、ブロードバンド市場として画定することが妥当と判断しているところです。</p> <p>ただし、今回は、さらにADSL・CATV・FTTHについても、部分市場として重視し、詳細な分析を個別に行う予定です。</p>
19	1-2-2 (3)	<p>【総務省案】</p> <p>&lt;略&gt;FTTHを中心とした需要の代替性の高まりとマイグレーションの</p>	<p>(再掲 P6参照)</p> <p>インターネット接続領域における本市場画</p>

	<p>論点2</p>	<p>動向を踏まえ、ADSL、CATV及びFTTHをまとめてブロードバンド市場として画定する。</p> <p>【意見（再掲）】</p> <p>これまでの競争評価において別々の市場としてきたADSL、FTTH、CATVの3つのサービスを、今回、ブロードバンド市場という一つの市場として画定し、その市場におけるサービス間競争や事業者間競争について分析を行うことは、現在の市場の状況を踏まえた適切な判断であり、見直しに賛成します。</p> <p>ただし、以下の点については修正を行ったうえで分析を行うべきと考えます。</p> <p>ブロードバンドサービスは、</p> <p>①FTTHは各事業者が都市部からエリア拡大を進めている段階であること</p> <p>②CATV事業者の多くは市町村等の単位でサービスを提供していること</p> <p>から、お客様が選択可能なサービスの種類や事業者は市町村毎に大きなばらつきがあり、例えば関東エリアの中でも東京都区部と各県の町村部とは競争の状況は大きく異なっています。</p> <p>したがって、市場の実態を的確に把握するためには、全国10の地域ブロックのような大きな括りではなく、市町村単位で分析を行うべきと考えます。ただし、データの収集可能性を考慮すれば、少なくとも都道府県単位で分析を行うべきと考えます。</p> <p>ブロードバンド市場では、競争事業者が自前のアクセス網（電力系事業者は光ケーブル、CATV事業者は同軸ケーブル）やIPネットワークを構築してサービスを提供しており、活発な設備競争が行われています。したがって、加入者回線（光ファイバ）のオープン化義務を考慮するまでもなく、各サービス間の供給の代替性は高いと考えます。</p> <p>【東日本電信電話株式会社】</p>	<p>定案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>ブロードバンド市場の地理的市場については、必要な情報の入手可能性、ADSL、CATV、FTTHの選択肢を含めた総合的な競争状況の差異等を踏まえ、地域ブロック単位としています。なお、CATVについては、MSOによる合従連衡の動き等を考慮し、全国的な競争状況を注視する必要性が生じてきているため、全国を地理的市場としています。ただし、競争評価の視点から特に必要と認める場合には、都道府県単位での分析も補完的に行います。</p> <p>なお、ブロードバンドサービスの設備競争の進展は十分とは言えず、不可欠設備たる加入者回線の開放義務が存在していない場合には、供給の代替性は低いと判断されるのが一般的である。</p>
20	1-2-3	<p>【総務省案】</p> <p>(1) 利用料金の動向</p> <p>図表I-14は、FTTHにおける戸建て住宅・集合住宅別の主なサービスの利用料金の動向を示したものである。戸建て住宅向けサービスに比べて、集合住宅向けサービスは相対的に低価格でのサービスが提供されている。</p>	<p>FTTH市場のうち、戸建て住宅向け・集合住宅向けをそれぞれ部分市場として画定する本案について、賛同する御意見として承ります。</p>

		<p><b>(2) 提供事業者の相違</b></p> <p>図表 I-15 は、F T T Hにおける戸建て住宅・集合住宅別の事業者シェアである。戸建て住宅向けサービスではN T T東西と電力系事業者の複占的な競争環境となっているが、集合住宅向けサービスでは、参入が戸建て住宅向けに比較すると容易であることから、U S E Nやその他の事業者（大手デベロッパー等）が相当のシェアを占めており、供給構造に大きな相違が見られる。</p> <p>以上から、<u>F T T Hにおける戸建て住宅向け・集合住宅向けの各サービスについて、引き続き別々の部分市場として画定することとする。</u></p> <p style="text-align: right;">（*下線は当社による。）</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>F T T H市場における戸建て住宅向け・集合住宅向けの各サービスについて、別々の部分市場として画定することについて賛成します。</p> <p><b>【理由】</b></p> <p>戸建て住宅と集合住宅では設備構成が異なっており、収容効率の面で戸建て住宅は新規参入のハードルが高い状況です。このため、集合住宅とは競争状況が異なります。したがって2003年の競争評価に引き続き、部分市場として画定することが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【K D D I 株式会社】</b></p>	
20	1-2-3	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>&lt;略&gt; F T T Hにおける戸建て住宅向け・集合住宅向けの各サービスについて、引き続き別々の部分市場として画定することとする。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>F T T Hにおける戸建て住宅向けと集合住宅向けの各サービスについて、別々の部分市場として画定するという方向性には基本的に賛同しますが、前述のとおり、競争評価における部分市場の位置付けが不明確なため、その位置付けについてより明確化を図る必要があると考えます。</p> <p>なお、戸建て住宅向けと集合住宅向けとでシェア等競争状況に差が生じた場合には、当該事象が生じた理由について十分に分析し評価すべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;"><b>【ソフトバンクBB株式会社・BBテクノロジー株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</b></p>	<p>部分市場については、基本方針（電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針2006～2008）3-1（4）でその考え方を示しているとおり、画定された市場のうち一定の独立性、個別性が認められる場合に必要に応じて部分的な市場として画定するものです。</p> <p>F T T H市場については、その市場環境の差異から、「戸建て住宅向け」及び「集合住宅向け」にも分けて、部分市場として分析することが有用であると考えています。</p>

21	I-2-3	<p>【総務省案】  &lt;略&gt;FTTHにおける戸建て住宅向け・集合住宅向けの各サービスについて、引き続き別々の部分市場として画定することとする。</p> <p>【意見】  当社としては、戸建住宅、集合住宅いずれにおいても、FTTH事業者間のみで競争が展開されているのではなく、前述のとおり、ADSL、CATVを合わせた三つ巴の競争状況にあるものと認識しています。  従って、FTTHにおいてのみ戸建住宅、集合住宅を分けて競争状況を分析しても、ブロードバンド市場の競争状況の正確な把握は行えないと考えます。  仮に、戸建住宅、集合住宅別に競争状況を見るのであれば、FTTHに限らず、ADSL、CATVも含めたブロードバンド市場トータルとして戸建住宅、集合住宅別に分析しなければ、真の競争実態の把握はできないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>部分市場については、基本方針（電気通信事業分野における競争状況の評価に関する基本方針2006～2008）3-1（4）でその考え方を示しているとおり、画定された市場のうち一定の独立性、個別性が認められる場合に必要に応じて部分的な市場として画定するものです。</p> <p>FTTH市場については、「戸建て住宅向け」及び「集合住宅向け」において、市場環境（料金、競争事業者の構成等）が大きく異なることから、各々を部分市場として取り扱っているところです。</p>
23	I-2-5	<p>【総務省案】  ・ADSL、CATV、FTTHをブロードバンド市場として画定</p> <p>【意見】  技術革新を背景とした新しいサービスの登場やサービスの融合化、新たなビジネスモデルの出現等により変化の激しさを増すブロードバンド市場においては、ADSL専業事業者、FTTH専業事業者、ADSL・FTTH兼業事業者、CATVインターネット事業者など、様々な事業形態の事業者が、それぞれの事業戦略に基づいて激しい競争を繰り広げています。  また、ブロードバンドを利用したいとするユーザは、メタルや光といった伝送媒体に着目することなくその効用を求めているのが実態です。  このようなブロードバンド市場において、競争状況のより正確な把握・分析を行うためには、市場画定にあたっては、利用者から見て代替的なサービスについては市場を細分化せず、全体を大括りに捉えたうえで評価することが必要と考えます。  以上の観点から、当社としては、ADSL、CATV及びFTTHの3つのサービスについて、それぞれを別市場とする従来の市場画定を見直して、これらをまとめて一つの市場とする今回の市場画定案に賛同します。</p>	<p>インターネット接続領域における本市場画定案に賛同する御意見として承ります。</p>

		【西日本電信電話株式会社】	
23	I-2-5	<p><b>【総務省案】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DU、ISDNをナローバンド市場として画定 (ただし、各サービスについては、部分市場としても画定)</li> <li>・ADSL、CATV、FTTHをブロードバンド市場として画定 (ただし、各サービスについては、部分市場としても画定)</li> <li>・FTTH市場については、戸建て住宅向け／集合住宅向けの別に部分市場を画定</li> <li>・ISPを独立の市場として画定</li> </ul> <p>という結果となる。</p> <p><b>【意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・DU、ISDN、ADSL、CATV、FTTHは、従来どおり、独立市場として市場画定を行うべき</li> </ul> <p>ブロードバンドの(ADSL、CATV、FTTH)は、ネットワークの供給構造が大きく異なることから供給の代替性は低い点は、本画定(案)にもあるとおりですが、FTTHについては接続制度におけるサービス競争が十分に機能しておらず、実質的に各サービスにおける主要な提供事業者が異なっている現状です。</p> <p>特に、FTTHは、NTT東西のシェアが上昇を続けており全国レベルでの競争事業者の存在は未だ見込めず、かつ、既存の加入電話からの積極的なマイグレーションの面も持っていることを勘案すべきです。</p> <p>したがって、本画定(案)のナローバンド(DU、ISDN)とブロードバンド(ADSL、CATV、FTTH)を市場として画定することは時期尚早であり、競争評価を行った場合でも、現実の市場状況を適切に反映しない結果になることを強く懸念します。</p> <p>また、サービス特性よりはメタル回線、光回線といったネットワークのボトルネック性に着目し、独占市場の市場支配力を隣接市場で行使していないかといった観点での競争評価も重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【イー・アクセス株式会社・イー・モバイル株式会社】</b></p>	<p>市場の画定に当たっては、主に需要の代替性や供給の代替性から判断することとしていますが、特に需要の代替性の高まりから、ブロードバンド市場として画定することが妥当と判断しているところです。</p> <p>ただし、今回は、さらにADSL・CATV・FTTHについても部分市場として重視し、詳細な分析を個別に行う予定です。</p> <p>なお、隣接市場間の相互関係については、今回の戦略的評価として取り扱う予定です。</p>
24	1-3(2)	<p><b>【総務省案】</b></p> <p><b>(2) 地理的市場の画定</b></p> <p>以上を踏まえ、インターネット接続領域の地理的市場については、原則としてデータが入手可能な都道府県を分析対象の最小単位とし、上記①～</p>	<p>ブロードバンド市場の地理的市場については、必要な情報の入手可能性、ADSL、CATV、FTTHの選択肢を含めた総合的な競争状況の差異等を踏まえ、地域ブロック単位とし</p>

	<p>③の観点を考慮した上で次のとおり画定する。  &lt;略&gt;</p> <p><u>② ブロードバンド市場（部分市場として、ADSL市場、CATV市場  FTTH市場）</u></p> <p><u>②-1 ADSL市場</u>  既存電話網の加入者回線をほぼ独占的に所有しADSLを全国的に提供するNTT東西と、NTT東西の加入者回線と接続してADSLを提供するBBテクノロジー等の競争事業者の競争状況が主たる関心事となるため、NTT東西の業務区域を考慮し、東日本と西日本の2地域を地理的市場として画定する。</p> <p><u>②-2 CATV市場</u>  CATV市場については、2003年度の市場画定では市町村（区）単位に多くのCATV事業者が独占的にサービスを提供していることを踏まえ、市町村（区）を地理的市場とした。しかし、CATV事業者の吸収合併が進み、複数の地域のCATV放送施設を所有・運営する統括運営会社（MSO）が登場しつつある状況やブロードバンド内でFTTH等との代替性が高まりつつある状況等を考慮し、今回は全国を地理的市場として画定する。</p> <p><u>②-3 FTTH市場（戸建て住宅向け市場・集合住宅向け市場を含む）</u>  &lt;略&gt;電力系事業者の業務区域を考慮し、全国10の地域ブロックを地理的市場として画定する。</p> <p><u>②-4 ブロードバンド市場</u>  &lt;略&gt;ADSL、CATV、FTTHの各地理的市場における最小単位である地域ブロックをブロードバンド市場の地理的市場として画定することとする。</p> <p><b>【意見】</b>  地理的市場の画定を行う際には、以下の理由から、できるだけ細分化をせず、広範囲に市場を画定すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過度に市場を細分化して競争評価を行うことで、複数の地域に跨って事業を営む電気通信事業者又はグループにおける顧客基盤及び経営基盤の共有・レバレッジ等、市場全体に影響を与えている要因分析が十分に行われないリスクが増大すること</li> <li>・ 地理的に細分化しない広義の市場画定を用いることで、分析が重複</li> </ul>	<p>ています。なお、CATVについては、MSOによる合従連衡の動き等を考慮し、全国的な競争状況を注視する必要が生じてきているため、全国を地理的市場としています。</p>
--	---	---

		<p>することを回避することができ、規制の失敗のリスクも低減されること</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社・BBテクノロジー株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	
24	I-3	<p>【総務省案】</p> <p>(2) 地理的市場の画定</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>②-1 ADSL市場</p> <p>&lt;略&gt;NTT東西の業務区域を考慮し、東日本と西日本の2地域を地理的市場として画定する。</p> <p>②-2 CATV市場</p> <p>&lt;略&gt;複数の地域のCATV放送施設を所有・運営する統括運営会社(MSO)が登場しつつある状況やブロードバンド内でFTTH等との代替性が高まりつつある状況等を考慮し、今回は全国を地理的市場として画定する。</p> <p>②-3 FTTH市場(戸建て住宅向け市場・集合住宅向け市場を含む)</p> <p>&lt;略&gt;電力系事業者の業務区域を考慮し、全国10の地域ブロックを地理的市場として画定する。</p> <p>②-4 ブロードバンド市場</p> <p>ブロードバンド市場には、ADSL、CATV、FTTHのサービスが含まれ、ADSLを提供するNTT東西やBBテクノロジー等の競争事業者、CATVを提供するCATV事業者、FTTHを提供するNTT東西や電力系事業者等が重層的に競合する競争状況を分析することが必要となる。したがって、ADSL、CATV、FTTHの各地理的市場における最小単位である地域ブロックをブロードバンド市場の地理的市場として画定することとする。</p> <p>【意見】</p> <p>多様な事業者が、ADSL、CATV、FTTHの各サービスを提供し、重層的に競合する競争状況をより正確に把握するためには、ADSL、CATV、FTTHをまとめたブロードバンド市場について、都道府県別に地理的市場を画定し、分析をする必要があると考えます。</p> <p>なお、各サービスの都道府県別の契約数については、総務省にて四半期毎に「ブロードバンドサービス等の契約数」として既に公表されていると</p>	<p>ブロードバンド市場の地理的市場については、必要な情報の入手可能性、ADSL、CATV、FTTHの選択肢を含めた総合的な競争状況の差異等を踏まえ、地域ブロック単位としています。なお、CATVについては、MSOによる合従連衡の動き等を考慮し、全国的な競争状況を注視する必要が生じてきているため、全国を地理的市場としています。ただし、競争評価の視点から特に必要と認める場合には、都道府県単位での分析も補完的に行います。</p>



		<p>ころです。</p> <p>また、以下のとおり、ブロードバンド市場の各部分市場（ADSL、CATV、FTTH）についても、地理的な競争環境がそれぞれ異なることから、地理的市場を都道府県別とすることが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ADSLについては、全国的にサービスを提供している事業者が存在する一方で、地域密着で特定の地域でのみサービスを提供する事業者も存在しており、競争状況は都道府県毎に特徴があること。</li> <li>・ CATVについては、都道府県ごとに普及状況に大きな差があること。</li> <li>・ FTTHについては、電力系事業者のブロックごとに、更にはブロック内の都道府県ごとに電力系事業者の参入の状況は区々であり、事業者間競争の激しさにも濃淡があること。</li> </ul> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>	
25	I-3	<p>【総務省案】</p> <p>②-4 ブロードバンド市場</p> <p>&lt;略&gt;ADSL、CATV、FTTHの各地理的市場における最小単位である地域ブロックをブロードバンド市場の地理的市場として画定することとする。</p> <p>【意見（再掲）】</p> <p>これまでの競争評価において別々の市場としてきたADSL、FTTH、CATVの3つのサービスを、今回、ブロードバンド市場という一つの市場として画定し、その市場におけるサービス間競争や事業者間競争について分析を行うことは、現在の市場の状況を踏まえた適切な判断であり、見直しに賛成します。</p> <p>ただし、以下の点については修正を行ったうえで分析を行うべきと考えます。</p> <p>ブロードバンドサービスは、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① FTTHは各事業者が都市部からエリア拡大を進めている段階であること</li> <li>② CATV事業者の多くは市町村等の単位でサービスを提供していること</li> </ul> <p>から、お客様が選択可能なサービスの種類や事業者は市町村毎に大きなばらつきがあり、例えば関東エリアの中でも東京都区部と各県の町村部とは競争の状況は大きく異なっています。</p> <p>したがって、市場の実態を的確に把握するためには、全国10の地域ブ</p>	<p>（再掲 P6参照）</p> <p>インターネット接続領域における本市場画定案に賛同する御意見として承ります。</p> <p>ブロードバンド市場の地理的市場については、必要な情報の入手可能性、ADSL、CATV、FTTHの選択肢を含めた総合的な競争状況の差異等を踏まえ、地域ブロック単位としています。なお、CATVについては、MSOによる合従連衡の動き等を考慮し、全国的な競争状況を注視する必要が生じてきているため、全国を地理的市場としています。ただし、競争評価の視点から特に必要と認める場合には、都道府県単位での分析も補完的に行います。</p> <p>なお、ブロードバンドサービスの設備競争の進展は十分とは言えず、不可欠設備たる加入者回線の開放義務が存在していない場合には、供給の代替性は低いと判断されるのが一般的である。</p>

	<p>ロックのような大きな括りではなく、市町村単位で分析を行うべきと考えます。ただし、データの収集可能性を考慮すれば、少なくとも都道府県単位で分析を行うべきと考えます。</p> <p>ブロードバンド市場では、競争事業者が自前のアクセス網（電力系事業者は光ケーブル、CATV事業者は同軸ケーブル）やIPネットワークを構築してサービスを提供しており、活発な設備競争が行われています。したがって、加入者回線（光ファイバ）のオープン化義務を考慮するまでもなく、各サービス間の供給の代替性は高いと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東日本電信電話株式会社】</p>	
--	--	--

## II 法人向けネットワークサービス領域の市場画定

頁	段落	意見	総務省の考え方
38	II-2-3	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>最近の需要動向（II-1-4（1）図表II-3）をみると、専用サービスの減少よりも新型WANサービスの増加のほうが圧倒的に多い結果となっている。このデータのみでは断定できないが、専用サービスから新型WANサービスへの移行が生じているというよりは、新型WANサービスが新たな需要を掘り起こしているという理解の方がより適切と推測される。</p> <p>以上を勘案し、2003年度の市場画定と同様、専用サービスは一つの市場として画定することが適当である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>専用サービスについては、以下のとおり、①近年、利用率が大幅に低下しており、法人向けネットワークサービス市場の競争全体に与える影響が小さくなっている、②専用サービスから新型WANサービスへの需要シフトが進んでおり、両サービスの間には需要代替性があると推測される、ことから、個別の市場として分析する必然性に乏しいと考えます。</p> <p>①利用率の低下</p> <p>図表II-4では幹線系、支線系ともに2003年度と2006年度を比較すると、利用率が大幅に低下していることが明白である。（20%程度⇒数%程度）</p> <p>②需要代替性の存在（別表参照）</p>	<p>御指摘のとおり、専用サービスの利用は減少傾向にありますが、依然として相当数の契約があり、法人向けネットワークサービス領域における競争状況への影響は小さくないと考えます。</p> <p>また、新型WANサービスと専用サービスには一定の代替性が存在するものと考えられますが、両サービス間の価格や性質等の違いが依然として少なくないことに着目し、本案のとおり画定しているところです。</p> <p>ただし、今後も利用状況等の推移の把握に努め、必要に応じて見直すこととします。</p>

図表Ⅱ－３の専用サービス契約回線数にはIPルーティング網専用サービス（いわゆる加入ダークファイバ）が含まれているが、加入ダークファイバは法人等が社内ネットワーク用途で単独で用いられるものではないことに加え、他事業者のFTTHサービスのアクセスラインとして用いられるものも相当数存在すると考えられることから、集計対象外とすべきもの。

この加入ダークファイバを除いた上で、新型WANサービスと専用サービスの契約回線数を比較すると、2004年度に新型WANサービスが専用サービスを逆転しており、今後は更に両者の差分が拡大することが容易に想定される。

更に、新型WANサービスの増加数と専用サービスの減少数を比較すると、その差分は年々縮小を続け、2004年度においてはその差は僅少となっている。このことから、新型WANサービスが新たな需要を掘り起こしているという一面はあるとしても、近年ではむしろ専用サービスから新型WANサービスへの需要シフトが進んでいることが明らかであり、両サービスの間には需要代替性があると推測される。

【別紙】

『図表Ⅱ-3 専用サービスとIP-VPN等の契約者回線数の推移』の内訳

	2001年度末	2002年度末	2003年度末	2004年度末	2001→2002	2002→2003	2003→2004	2001→2004
<b>専用サービス</b>	744,630	701,816	634,164	613,120	▲42,834	▲67,632	▲21,064	▲131,590
高速デジタル	662,976	621,916	528,892	440,320	▲41,060	▲93,024	▲88,572	▲222,856
ATM専用	29,806	26,722	21,510	18,435	▲2,884	▲5,212	▲3,075	▲11,171
イーサネット専用	531	4,743	4,426	3,582	4,212	▲317	4,136	8,051
IPルーティング網専用サービス	51,867	48,435	79,336	145,783	▲3,132	30,921	66,427	94,216
<b>新型WAN</b>	87,152	223,867	365,245	491,715	136,515	161,578	105,470	404,563
IP-VPN	70,957	198,831	221,707	243,347	87,894	82,856	21,640	172,390
広域イーサネット	8,497	33,884	80,937	117,307	25,067	47,373	38,370	108,810
メガデータネットワーク	7,698	31,252	62,601	131,061	23,534	51,349	48,480	123,363
<b>専用サービス（IPルーティング網除く）</b>	693,113	653,331	554,628	467,337	▲39,732	▲98,353	▲87,491	▲225,776
高速デジタル	662,976	621,916	528,892	440,320	▲41,060	▲93,024	▲88,572	▲222,856
ATM専用	29,806	26,722	21,510	18,435	▲2,884	▲5,212	▲3,075	▲11,171
イーサネット専用	531	4,743	4,426	3,582	4,212	▲317	4,136	8,051

※各サービスの契約数については、「2005年度（平成17年度）電気通信事業分野における競争状況の評価」第5章より引用

【西日本電信電話株式会社】

38

Ⅱ－2－3

【総務省案】

2003年度の市場画定と同様、専用サービスは一つの市場として画定

御指摘のとおり、専用サービスの利用は減少傾向にありますが、依然として相当数の契約が

	<p>することが適当である。</p> <p><b>【意見】</b></p> <p>専用サービスと新型WANサービス（広域イーサネット等）は、以下の理由から両サービスを同一の市場（法人向けネットワークサービス）として画定することが適切と考えます。</p> <p>お客様が専用サービス・新型WANサービスに求めている機能は、ともに定額料金で大容量のデータ通信を行えることであり、共通しています。</p> <p>また、新型WANサービスは、近年、帯域保証やアクセス制御などのセキュリティ機能を具備し、品質面において専用サービスに匹敵する高品質なサービスとなっており、かつ低価格であるため、法人ユーザは専用サービスから新型WANサービスへのシフトを積極的に進めています。</p> <p>図表Ⅱ-4「法人向け主力サービスの利用率の推移」を分析すると、専用サービス・フレームリレーの利用率が減少（幹線系：▲28ポイント、支線系：▲19ポイント）する一方で、広域イーサネット等の新型WANサービスの利用率が増加（幹線系：+26ポイント、支線系：+28ポイント）しています。したがって、専用サービス・フレームリレーから新型WANサービスへの移行が進んでいることは明らかです。</p> <p>また、総務省案では図表Ⅱ-3「専用サービスとIP-VPN等の契約回線数の推移」において、専用サービスの減少（▲132千回線）より新型WANサービスの増加（+405千回線）の方が圧倒的に多いことを理由に両サービスの間に代替関係がないとしております。しかしながら、図表Ⅱ-3の専用サービスの回線数は、①新型WANサービス等の足回りに利用されているダークファイバが含まれている（▲94千回線）ことや②一般専用線の減が含まれていない（▲198千回線）ことなど、数値の取扱いに問題があり、これを補正すれば専用サービスの減少数（▲424千回線）は新型WANサービスの増加数と同等となります。さらには、図表Ⅱ-4にあるとおり、新型WANサービスの増加には、専用サービスからの移行に加え、フレームリレー等の他サービスからの移行もあると考えられ、これらの数値も考慮する必要があると考えます。</p> <p>以上から、数値のうえでも専用サービスと新型WANサービスとは代替関係にあると考えられます。</p> <p style="text-align: right;"><b>【東日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>あり、法人向けネットワークサービス領域における競争状況への影響は小さくないと考えます。</p> <p>また、新型WANサービスと専用サービスには一定の代替性が存在するものと考えられますが、両サービス間の価格や性質等の違いが依然として少なくないことに着目し、現時点では本案のとおり画定しているところです。</p> <p>ただし、今後も利用状況等の推移の把握に努め、必要に応じて見直すこととします。</p>
--	---	--

### Ⅲ 固定電話領域の市場画定

頁	段落	意見	総務省の考え方
42	Ⅲ-1	<p>【総務省案】</p> <p>&lt;略&gt;加入と通話を一体的に捉えた上でサービス間の需要の代替性等を勘案し、固定電話市場の範囲を「NTT加入電話+直収電話+CATV電話+OABJ-IP電話」に設定した。</p> <p>&lt;略&gt;「中継電話」と「050-IP電話」をそれぞれ部分市場として画定した。</p> <p>【意見】</p> <p>固定電話市場の通話部分については、NTT加入電話、直収電話、CATV電話及びOABJ-IP電話それぞれの通話間での代替性が高く、競争関係が存在することから、競争状況を正確に把握するためには、NTT加入電話の通話部分のみを分析するのではなく、直収電話、CATV電話及びOABJ-IP電話を合わせた固定電話全体で分析することが必要と考えます。</p> <p>従って、通話部分について、NTT加入電話、直収電話、CATV電話及びOABJ-IP電話を図表Ⅲ-1のとおり横断的に市場としてとらえて分析することとした今回の市場画定案は適切であると考えます。</p> <p>【西日本電信電話株式会社】</p>	<p>固定電話領域について、本市場画定案に賛同する御意見として承ります。</p>
43	Ⅲ-2	<p>【総務省案】</p> <p>2005年度の固定電話領域における地理的市場の画定は、図表Ⅲ-2のとおりとした。</p> <p>まず、NTT東西と直収電話等を提供する競争事業者との競争状況を勘案し、東日本・西日本の2地域を地理的市場とした。また、OABJ-IP電話については、FTTHと密接な関わりがあり、NTT東西と電力系事業者の競争状況が主な関心事項となるため、電力系事業者の業務区域に応じ、全国10の地域ブロックに分けた地理的市場についても併せて分析することとした。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・OABJ-IP電話は、FTTHとリンク付けを行い分析すべき</li> </ul> <p>本画定（案）にもあるとおり、OABJ-IP電話はFTTHと一体化</p>	<p>御指摘の点については、FTTH市場における地理的市場の分析や戦略的評価（隣接市場間の相互関係に関する分析）でも扱う予定です。</p>

	<p>しているサービスであり固定電話の中に占める割合が次第に大きくなることが見込まれることから、地域ブロックに分けて、かつF T T H市場とリンク付けを行いながら分析することが適切と考えます。</p> <p>【イー・アクセス株式会社・イー・モバイル株式会社】</p>	
--	--	--

#### IV 移動体通信領域の市場画定

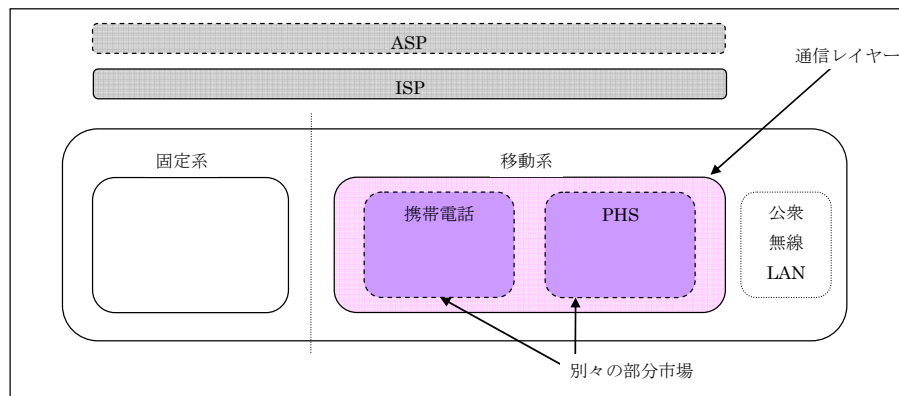
頁	段落	意見	総務省の考え方
46	IV-1	<p>【総務省案】</p> <p>移動体通信領域については、2004年度の市場画定において、サービス市場及び地理的市場の画定を行っており、2006年度の競争評価においても、引き続きこの結果を用いることとする。</p> <p><b>IV-1 移動体通信領域のサービス市場の画定</b></p> <p>2004年度の移動体通信領域におけるサービス市場の画定は、図表IV-1のとおりとした。</p> <p>まず、サービス間の需要の代替性等を勘案し、音声通話とパケット通信を一体的に捉えるとともに、第2世代携帯電話（2G）と第3世代携帯電話（3G）を同一的なサービスと位置づけた。また、携帯電話とPHSについても、需要の代替性等を勘案して同一的なサービスと位置づけ、携帯電話・PHS市場としてサービス市場を画定した。ただし、PHSについては携帯電話と異なりデータ通信の需要が特徴的でもあることから、携帯電話とPHSのそれぞれを別の部分市場としても分析することとした。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音声通信とパケット通信（データ通信）を分けて市場画定を行うべき</li> </ul> <p>利用者の需要動向が音声通信からデータ通信へトラヒックが移行するに伴い、収入、料金、サービスなどで移動体通信市場の状況が変化していることから、音声通信とパケット通信（データ通信）は考え方の整理を行い、分けて市場画定を行うもしくは検討をすることが適切と考えます。（図参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レイヤーの考え方を導入すべき</li> </ul> <p>移動体通信領域のなかで、垂直統合モデルの構成及び変化の状況がわか</p>	<p>移動体通信領域については、次回以降の競争評価において市場画定の見直しを行う予定としており、御意見は、その際の検討における参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今回の競争評価では、カード型端末等によるデータ通信サービスの動向も考慮に入れて分析を行う予定です。</p>

るような市場画定も必要と考えます。移動体の通信レイヤーを提供している事業者と、上位レイヤーを提供しているISP事業者及びコンテンツ事業者との関係を今後はみていく必要があると考えます。(図参照)

また、固定電話と同様に移動体通信領域においても、接続だけでなく、再販・卸による新規事業者の参入も見られます。PHSではすでにいくつかのMVNO事業者が存在しており、事業者間取引についても競争状況を評価していく必要があると考えます。

(図) 移動体通信領域等の市場画定 (弊社案)

・パケット通信 (データ通信)



【イー・アクセス株式会社・イー・モバイル株式会社】

## V 参考

頁	段落	意見	総務省の考え方
51	V-1(3)	<p>【総務省案】</p> <p>(3) 目的3：政策の国際的な整合に役立てる。</p> <p>EU加盟各国では「枠組み指令」に基づき市場分析を進めており、市場を分析する考え方やスタンスは、米国での分析にも共通するところがある。ただし、「枠組み指令」では18の市場に細分化しているが、EU各国ではこれを各国の市場の状況に応じて組み直して分析しているのが実態であ</p>	<p>市場画定案の策定等に当たっては、欧州委員会の市場分析及び市場支配力の評価に関するガイドライン (SMPガイドライン)・関連製品・サービス市場に関する勧告 (関連市場勧告)、英国・通信庁の市場評価に関するガイドライン等における市場画定の概念や手法、市場</p>

	<p>る。さらに、欧州委員会ではこの市場の見直しが現在進められているところでもあり、日本での市場画定の考え方や方法も、このような状況をフォローし、可能な限り整合性を図りつつ検討を進める。</p> <p><b>【意見】</b>      今回の市場画定案の考え方や方法について、現在欧州委員会で進められている市場の見直しとどのように整合性を図りつつ検討を進めたのか、ご教示願います。      また、このことが、政策の国際的な整合にどのように役に立つのか、ご教示願います。</p> <p style="text-align: right;"><b>【西日本電信電話株式会社】</b></p>	<p>画定結果等を参考としています。例えば、欧州委員会における卸売市場の取扱い、F T T H市場に対する考え方等を市場画定案や戦略的評価の参考としています。</p> <p>なお、あくまで市場画定の考え方や手法の整合性を図るものであり、市場画定の結果が各国共通になるとは限らないことに留意が必要です。</p>
--	--	--

以上